

諏訪圏域地域生活支援拠点等事業実施要領

(事業の目的)

第1条 この要綱は、障がいのある人や子ども（以下「障がいのある人等」）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会を構成する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村とする。

2 実施主体は事業の一部を社会福祉法人又は特定非営利活動法人等（以下「団体等」という。）に委託することができるものとする。この場合、実施主体は団体等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、団体等から報告を求めるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は諏訪圏域に現に在住する障がいのある人等とする。

(事業の内容等)

第4条 地域の事業者が機能を分担し、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会等を活用しながら、面的な支援を行う体制とし、以下に掲げる業務を行う。

(1) 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの機会・場を提供する機能。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能（基幹相談支援センター等が開催する事例検討会等への参加や研修等、法人外で会される研修への参加等）。

（５）地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談、一般相談等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能。

（運営方法）

第5条 前に掲げる事業を運営するため、市町村、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業者等を構成員とする地域生活支援拠点等整備に関わる連絡会を開催し、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針等について検討を行う。

（委託料）

第6条 第4条に掲げる事業のうち、実施主体が事業を委託する場合の委託料は別に定める。

（実績報告）

第7条 委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した事業報告書等の管理業務の実施及び利用状況に関する内容を実施主体に提出しなければならない。

（地域生活支援拠点の機能を担う事業所）

第8条 第4条に掲げる事業の機能を担う事業者等は、運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、所在地市町村に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（様式第1号）を提出する。

2 事業者の所在市町村が届出書を受理した後、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会及び諏訪圏域内の市町村で構成する連絡会議等で、その事業者が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として適当かどうか認定を受ける必要がある。

3 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、前項で認定を受けた後に地域生活支援拠点等に係る報酬の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意が必要である。

4 実施した事業の内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、市町村等から求めがあった場合は提出しなければならない。

（個人情報保護）

第9条 事業実施団体の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は地域生活支援拠点等整備に関わる連絡会にて協議を行い、定めることとする。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。